

記者発表資料

平成 27 年 1 月 14 日

復興庁

平成 27 年度復興庁予算概算決定及び平成 27 年度 税制改正の大綱について

平成 27 年度東日本大震災復興特別会計予算概算決定及び平成 27 年度税制改正の大綱について、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

- 資料 1 : 平成 27 年度東日本大震災復興特別会計予算のポイント
- 資料 2 : 平成 27 年度予算概算決定概要
- 資料 3 : 平成 27 年度予算概算決定概要（参考資料）
- 資料 4 : 平成 27 年度税制改正の大綱概要

本件連絡先：

（予算） 予算・会計班 大野、稲垣、青木
TEL : 03-5545-7370

（税制） 復興特区班 田中、稲原、種崎
TEL : 03-5545-7234

平成27年度東日本大震災復興特別会計予算のポイント

平成27年度復興特会概算決定額：3.9兆円

平成26年度補正予算とあわせて被災地の復旧・復興の加速化を推進(復興事業ベースであわせて4.2兆円)

◎住宅再建・復興まちづくりについては、復興の進展を踏まえて、必要な予算を確保

- ・東日本大震災復興交付金(3,173億円)
- ・災害復旧事業(5,794億円)
- ・復興道路・復興支援道路の整備等(1,975億円)
- ・社会資本整備総合交付金(復興)(1,171億円) 等

◎原子力災害からの復興・再生については、早期帰還支援や新生活支援など、福島を再生を加速

- ・福島再生加速化交付金(1,056億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(68億円)
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染(4,174億円)
- ・中間貯蔵施設の整備等(758億円) 等

◎産業・生業(なりわい)の再生については、創造的な産業復興を加速するための取組を強化

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(400億円)
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(360億円)
- ・復興水産加工業販路回復促進事業(10億円) 等

◎被災者支援(健康・生活支援)については、避難の長期化や災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、健康・生活支援を強化

- ・災害救助法による災害救助等(406億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(190億円)
- ・被災者の心のケア支援事業(16億円)
- ・被災者健康・生活支援総合交付金(59億円) 等

◎「新しい東北」の創造と経済再生の好循環を目指して、先進的な取組の加速と被災地における横展開を推進

- ・「新しい東北」先導モデル事業(8億円)
- ・「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業(6億円) 等

※ 引き続き、被災地の復旧・復興に直接資するものとなるよう、用途の厳格化に留意



復興庁

Reconstruction Agency

平成27年度 予算概算決定概要

平成27年1月
復興庁

平成27年度復興庁予算概算決定総括表
(東日本大震災復興特別会計)

(単位:億円)

区 分	平成27年度 概算決定額	平成26年度 当初予算額
復 興 庁	24,364	22,441
1. 住宅再建・復興まちづくり	13,487	13,296
うち・東日本大震災復興交付金	3,173	3,638
・災害復旧事業	5,794	5,855
・復興関係公共事業	4,407	3,561
・災害廃棄物の処理	105	236
2. 産業・生業(なりわい)の再生	1,675	1,306
うち・災害関連融資	307	221
・中小企業への支援	445	281
・立地補助	360	300
・農林水産業への支援	203	306
・復興特区支援利子補給金	18	13
3. 被災者支援(健康・生活支援)	1,287	1,117
うち・応急仮設住宅支援等	406	475
・被災者生活再建支援金	190	96
・心のケア・地域コミュニティの再生	121	116
・介護、障害者支援	71	69
・修学支援	180	178
4. 原子力災害からの復興・再生	7,807	6,600
うち・福島再生加速化交付金	1,056	1,088
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	68	-
・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(注3)	-	80
・福島避難解除等区域生活環境整備事業(注3)	-	19
・除染等	6,439	5,104
・風評被害対策	23	9
5. 「新しい東北」先導モデル事業等	14	16
6. 東日本大震災復興推進調整費	30	50
7. 復興庁一般行政経費等	64	57

(注1): 計数整理の結果、異同を生じることがある。

(注2): 金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

(注3): 「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」に統合した。

平成 27 年度復興庁予算概算決定の概要

(注) : ()内は、平成26年度当初予算額

(1) 住宅再建・復興まちづくり 13,487 (13,296) 億円

津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が進展し、まちづくりの動きが本格化する状況を踏まえ、引き続き、住宅再建・復興まちづくりを加速する。

(主な事業)

- 東日本大震災復興交付金 3,173 (3,638) 億円
東日本大震災により著しい被害を受けた地域の復興を進めるため、公共施設等の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等を、1つの事業計画の提出により一括で支援。
- 災害復旧事業 5,794 (5,855) 億円
「事業計画及び工程表」も踏まえ、東日本大震災で被災した海岸堤防、農地・農業用施設、上水道、学校等の復旧を重点的に推進。
- 復興道路・復興支援道路の整備等 1,975 (1,706) 億円
三陸沿岸地域の1日も早い復興を図るためのリーディングプロジェクトとして、三陸沿岸道路等の復興道路、復興支援道路の整備等を推進。
- 社会資本整備総合交付金（復興） 1,171 (763) 億円
地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（復興分）に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援。

- ・ 農林水産基盤整備 648 (507) 億円
 被災地域の農地・農業用施設等の生産基盤の整備、拠点漁港における生産基盤の整備や荷捌き所、流通加工施設との一体的な整備等を推進。
- ・ 災害廃棄物の処理 105 (236) 億円
 福島県の一部地域（汚染廃棄物対策地域を除く）について、災害廃棄物の処理を推進。
- ・ 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業 2（一）億円
 岩手県及び宮城県に、復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の整備を実施。

（２）産業・生業（なりわい）の再生 1,675 (1,306) 億円

本格的な産業復興を進める段階に移行しつつあることを踏まえ、自立的で活力ある地域経済を再生する、創造的な産業復興を加速するための取組を強化する。

（主な事業）

- ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 400 (221) 億円
 岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、震災により損壊した施設等の復旧等を支援。
 ※ 従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組を支援。
- ・ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 360 (300) 億円
 津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活性化を図り、産業の復興を加速。

- ・ 災害関連融資 307 (221) 億円
 被災した中小企業、農林漁業者等の復旧・復興の取組に対して低利融資等を行うため、株式会社日本政策金融公庫等に対し財政支援を実施。
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金 51 (75) 億円
 東日本大震災からの本格復興に向け、早急に生産力、販売力を回復する産地の取組や共同利用施設の復旧等を支援。
- ・ 復興水産加工業販路回復促進事業 10 (1) 億円
 被災地の水産加工業の販路回復のための個別指導、セミナー等の開催、販路回復に必要な加工機器の整備等を支援。
- ・ 復興特区支援利子補給金 18 (13) 億円
 復興特区において復興の中核となる事業の実施者に必要な資金を貸し付ける場合に、金融機関に対し利子補給金を支給。
- ・ 震災等対応雇用支援事業 107 (一) 億円
 被災地の課題に対応しつつ、雇用の確保を図るため、基金を積み増すとともに、事業の実施期間を延長。

※ 「震災等緊急雇用対応事業」の実施地域を被災5県から被災3県に見直すとともに、名称を変更。

(3) 被災者支援（健康・生活支援） 1,287 (1,117) 億円

被災者の方々の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、避難の長期化、災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、見守り、心のケア等の被災者の健康・生活面での支援を強化する。

(主な事業)

- 災害救助法による災害救助等 406 (475) 億円
被災者の方々に供与している応急仮設住宅（借上げ型を含む）の供与期間の延長に伴う経費等を負担。
- 被災者生活再建支援金補助金 190 (96) 億円
住宅が全壊、大規模半壊等の一定の要件に該当した被災世帯を対象に基礎支援金（最高100万円）、加算支援金（最高200万円）を支給。
- 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 27 (37) 億円
被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケア等の課題に対応するため、被災地域の学校等に対し、スクールカウンセラー等を派遣。
- 被災者の心のケア支援事業 16 (18) 億円
被災によりPTSD、うつ病、不安障害等を発症した方々に対し、精神保健面での支援を強化するため、心のケア専門職による相談支援を実施。
- 被災者健康・生活支援総合交付金 59 (一) 億円
1つの事業計画の下で、被災自治体における被災者の見守り・コミュニティ形成支援、被災した子どもに対する支援の取組を一体的に支援。

※「地域コミュニティ復興支援事業」、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」、「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を統合。
- 被災した学生への修学支援 180 (178) 億円
被災した学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料の減免や奨学金の貸与により支援。

(4) 原子力災害からの復興・再生 7,807 (6,600) 億円

平成25年12月20日の閣議決定(注)を踏まえ、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を推進するとともに、早期帰還支援と新生活支援の両面から、福島復興・再生を加速する。

(注) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日)

(主な事業)

○ 長期避難者等の支援、早期帰還の支援及び区域の荒廃抑制

- ・ 福島再生加速化交付金 1,056 (1,088) 億円
「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」の施策を一括して支援することにより、福島の再生を加速。

※福島復興再生特別措置法を改正し支援メニューに一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備事業等を追加するとともに、基金の対象を拡充。

- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

(地域の希望復活応援事業) 68 (一) 億円

公共施設・公益的施設の機能回復を行うとともに、避難解除区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進。

※「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」と「福島避難解除等区域生活環境整備事業」を統合。

○ 除染等

- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染

4,174 (2,582) 億円

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国直轄の除染等を実施するとともに、市町村等が実施する除染等を支援。

- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,387 (1,380) 億円
 福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物及びその他の県も含めた放射性物質に汚染された指定廃棄物について必要な環境整備を行いつつ国の責任において処理を推進するとともに、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物処理を支援。
- ・ 中間貯蔵施設の整備等 758 (1,012) 億円
 福島県における放射性物質により汚染された土壌等を搬入する中間貯蔵施設を整備するとともに、最終処分に向けた除去土壌等の減容・再利用に関する技術開発等を推進。
- 地域経済の再生等
 - ・ 風評被害対策 23 (9) 億円
 福島県産農産物等の正しい理解の促進やブランド力の回復のためのPR等を行う風評被害対策や観光関連事業を支援。
 - ・ 福島県双葉郡中高一貫校の設置に係る支援 6 (3) 億円
 福島県双葉郡における中高一貫校の設置に係る支援を実施。

(5) 「新しい東北」先導モデル事業等 14 (16) 億円

- ・ 「新しい東北」先導モデル事業 8 (15) 億円
 「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を支援。
- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業 6 (-) 億円
 震災復興に取り組む多様な主体（企業・大学・NPO等）間の連携の推進に向けて、互いの取組に関する情報共有の基盤を整備するとともに、被災地の事業者と資金面・ノウハウ面の支援等とのマッチングを促進する事業等を実施。

(6) 東日本大震災復興推進調整費

30 (50) 億円

復興に関する諸制度の隙間を埋め、国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施。

(参考) 「新しい東北」関連施策【再掲】

※：()内は、事業を執行する省庁

- ・ 「新しい東北」先導モデル事業 (復興庁)
- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業 (復興庁)
- ・ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業
(文部科学省)
- ・ 福島県双葉郡教育復興推進事業 (文部科学省)
- ・ 被災地域情報化推進事業 (総務省)
- ・ 地域支え合い体制づくり事業 (厚生労働省)
- ・ 東北復興次世代エネルギー研究開発 (文部科学省)
- ・ 再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業
(経済産業省)
- ・ 食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (農林水産省)
- ・ 復興水産加工業販路回復促進事業 (農林水産省)

等

<東日本大震災復興特別会計について>

39,087 (36,464) 億円

〔 東日本大震災復興特別会計には、前記の復興庁所管予算に加え、各府省所管予算14,723 (億円) を計上。 〕

(単位：億円)

区 分	平成27年度 概算決定額	平成26年度 当初予算額
復興庁所管	24,364	22,441
各府省所管	14,723	14,023
震災復興特別交付税	5,898	5,723
復興加速化・福島再生予備費	6,000	6,000
国債整理基金特会への繰入等	818	921
全国防災事業 (注)	1,993	1,159
その他 (注)	14	220
合 計	39,087	36,464

(注) 全国向け予算であり、子どもの安全確保に係る緊要性の高い学校の耐震化事業や津波災害を踏まえて新たに必要性が認識された一部公共事業（全国防災事業）及び既契約の国庫債務負担行為の歳出化分（その他）に限定して計上。

平成27年度予算概算決定概要
(参考資料)

- P 1 : 福島再生加速化交付金
- P 3 : 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業
- P 4 : 復興水産加工業販路回復促進事業
- P 5 : 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
- P 6 : 被災者健康・生活支援総合交付金

福島再生加速化交付金

平成27年度概算決定額 1,056億円

(平成26年度予算額 1,088億円)

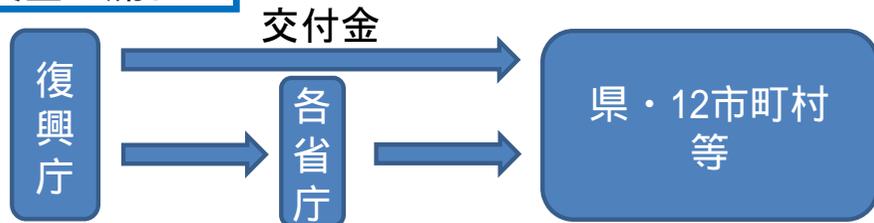
事業概要・目的

- 福島では、避難指示解除が始まり、長期避難者への支援とともに住民の早期帰還を一層推進する段階を迎えている。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。
- 一括化し、事業メニューを多様化することで、使い勝手が良く、より広くきめ細かなニーズに対応可能としているところであるが、更に、福島復興再生特別措置法の改正を行い、帰還環境整備(仮称)に新たな事業メニューを追加し、帰還環境整備交付金(仮称)として法定化するとともに、基金の対象を拡充し、より使い勝手の良いものとする。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、福島への定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、26年度より、一部地域から避難指示解除が始まっている福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1)対象区域:避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)福島再生加速化交付金の全体像

交付金		目的	福島特措法上の位置付け
福島再生加速化交付金	帰還環境整備(仮称)	避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化	帰還環境整備交付金(仮称)
	長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援	生活拠点形成交付金
	福島定住等緊急支援	子育て世帯が安心して定住できる環境の整備	(予算補助)

(3)対象事業

【既存事業】

- 長期避難者の生活拠点の形成(復興公営住宅の整備等)
- 福島定住対策(子どもの運動機会確保(全天候型運動施設の整備)等)
- 町内復興拠点等、生活拠点の確保(公的賃貸住宅整備等)
- 放射線不安を払拭する生活環境の向上
- 放射線への健康不安・健康管理対策
- 社会福祉施設の整備
- 営農再開等に向けた環境整備(農地・農業用施設の整備等)
- 商工業再開に向けた環境整備(産業団地整備等)

【追加事業】

- 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
- 復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備)
- 道路事業(アクセス道路等)
- 災害公営住宅整備事業等
(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)

一括

等

○は既存事業、◎は追加事業

生活拠点の確保

- 町外コミュニティ(復興公営住宅)の整備
- 町内復興拠点の形成
(帰還者、新規転入者のための公的賃貸住宅の整備)
- ◎ 一団地の復興再生拠点市街地形成
- ◎ 災害公営住宅、道路等の整備

【町内外の復興拠点整備、コミュニティ形成】



健康管理・健康不安対策、社会福祉施設整備

- 個人線量計の配布、線量のデータ収集・分析
- 放射線・健康・生活に係る相談員の配置
- 介護福祉施設、児童福祉施設等の整備



【相談員配置】



【個人線量計配布】



【介護福祉施設整備】

生活環境の向上

- 線量低減効果のある、又は放射線不安を払拭するきめ細かな生活環境向上(花壇、道路側溝有蓋化、遮蔽板等)
- 安心できる生活用水の確保(簡易水道整備、井戸掘削等)
- 全天候型運動施設の整備

【花壇設置(線量遮蔽)】



【全天候型運動施設整備】



【生活用水確保】

農林水産業、商工業再開に向けた環境整備

- 農地・農業用施設等の生産基盤及び生活環境の整備
- 産業団地等の整備、事業所等の整備

【農地整備】



【産業団地等の整備】



「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業（復興庁総合政策班）

27年度概算決定額 5.6億円【復興】

（26年度予算額 2.2億円 うち1.4億円は他事業からの組替、0.8億円は復興推進調整費）

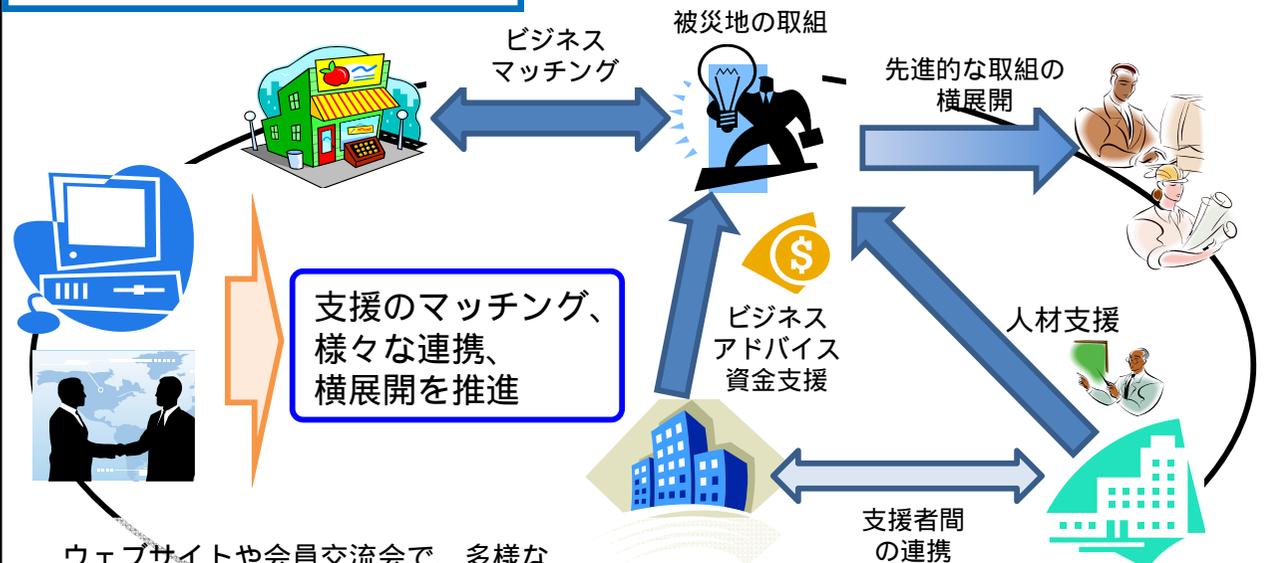
事業概要・目的

「新しい東北」の実現に向け、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進するため、「新しい東北」官民連携推進協議会を運営。

また、被災地の事業者や起業者が必要な資金提供やノウハウ面の支援を受け、また、ネットワーク作りを行うことができるような環境整備を実施。【投融资促進分科会、企業連携分科会（仮称）】

さらに、地方自治体等が、地域の課題解決に向け、先進的な取組の導入に積極的に取り組むことができるような環境整備を実施。【地域づくり分科会（仮称）】

事業イメージ・具体例



ウェブサイトや会員交流会で、多様な主体の取組に関する情報を共有・交換。

金融機関等の中で、先進事例等を情報共有。ビジネスコンテストも実施。【投融资促進分科会】

地方自治体を対象に、ノウハウ・先進事例等を情報共有。自治体の取組状況に応じたフォロー等も実施。【地域づくり分科会（仮称）】

被災事業者を対象としたハンズオン支援を実施。【企業連携分科会（仮称）】

「民」の活力を結集
東北の持続的な活力に

資金の流れ

復興庁

調査費

民間事業者

その他、旅費、諸謝金

期待される効果

被災地における幅広い担い手（民間企業・大学・NPO等）の間で連携が活発になり、復興に向けた様々な取組が活性化するとともに、被災地での横展開につながり、東北の持続的な活力を創出。

企業連携プロジェクト支援事業と統合し、一体的に事業を推進することで、産業復興の実現に向け、より効果的なハンズオン支援を実施。

復興水産加工業販路回復促進事業

【平成27年度概算決定額 951(95)百万円】

- 東日本大震災の発生から3年が経ち、被災した水産加工施設の復旧は進んできた一方で、失われた販路の回復が課題。
- 被災地の水産加工業の販路回復等のため、水産加工・流通の各段階への個別指導、セミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規創出等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。



中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】

平成27年度予算案額 400.0億円（220.7億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う場合に、その費用に対して、3/4（国が1/2、県が1/4）を補助します。
- 地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同店舗の新設や街区の再配置などを補助します。

成果目標

- 平成24年度から平成27年度の4年間の事業であり、中小企業グループ等に対して、県の認定を受けた復興事業計画に基づく施設の復旧等の支援を100%行うことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社 等

2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等

商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

3. 補助率

3/4（国1/2、県1/4）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能。

事業イメージ

● 施設等の整備等

- 震災により損壊等した施設等の復旧等を支援します。
- その際、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等）の実施を支援します。



復興事業計画等による整備



● 共同店舗の新設や街区の再配置等

- 共同店舗の設置、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



共同店舗の設置支援 商店街施設及び店舗の復興支援 地域商業の賑わい復興支援

被災者健康・生活支援総合交付金

平成27年度概算決定額 59億円

事業概要・目的

避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

被災者の見守り・コミュニティ形成支援

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



被災した子どもに対する支援

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施

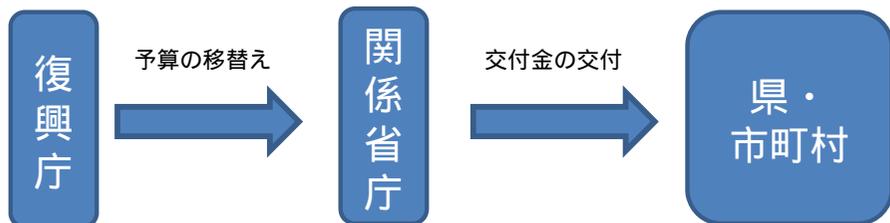


福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



資金の流れ



期待される効果

被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者健康・生活支援総合交付金の事業

- 地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供

自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用

地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催

被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



- 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どものいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

子ども健やか訪問事業

仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

遊具の設置や子育てイベントの開催

親を亡くした子ども等への相談・援助事業

児童福祉施設等給食安心対策事業

保育料等減免事業



- 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

学校等体験活動支援事業

社会教育関係団体体験活動支援事業





復興庁

Reconstruction Agency

平成27年度 税制改正の大綱概要

平成 27 年 1 月
復興 庁

平成27年度税制改正の大綱に記載された 復興庁関係の要望事項

復興庁

1. 「福島再開投資等準備金」制度の創設 【所得税、法人税等】

- 避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還し事業再開を行おうとする事業者が、再開に必要な減価償却資産の新設等に要する支出に充てるため準備金(福島再開投資等準備金)を積み立てた場合に、その積立額を損金算入
- 準備金を取り崩して再開投資を行う場合には特別償却

2. 「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」(仮称)の整備のために土地を譲渡した場合等を譲渡所得の特別控除等の適用対象に追加 【所得税、法人税等】

- 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設(仮称)の整備に当たって、その土地を譲渡した者等に対し、譲渡所得の特別控除等(5,000万円特別控除等)
- 本事業を簡易証明制度の対象に追加

3. 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・拡充 【贈与税】

- 東日本大震災の被災者に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額を1,500万円(良質な家屋の場合)とし、適用期限を平成31年6月末まで延長
- 平成28年10月から平成29年9月までの契約については限度額を3,000万円まで拡充(全国措置同様)

平成 27 年度税制改正の大綱 (復興庁関係のみ抜粋)

一 個人所得課税

2 住宅・土地税制

(国 税)

[延長・拡充等]

(2) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる（法人税についても同様とする。）。

- ① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する。
- ② 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。

(地方税)

[延長・拡充等]

(2) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する。
- ② 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。

4 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

(8) 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた個人で帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所を有していたものが、積立期間内の日を含む各年において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積

み立てたときは、その積み立てた金額は、その年において必要経費算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む年の翌年から3年間でその2年を経過する日を含む年終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、総収入金額に算入する。

(注) 上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている個人の積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日より後である場合には、その個人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とする。ただし、その5年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする。

(注) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものとする。

二 資産課税

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し

(3) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

① 非課税限度額を次のとおりとする。

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円

ロ 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円

② 上記①の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級 3 以上に該当する住宅用家屋を加える。

③ 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。

(注) 平成 28 年 9 月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。

(注) 上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

三 法人課税

3 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

〔新設〕

(1) 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所を有していた法人で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から 3 年間でその 2 年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の

新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている法人の積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日より後である場合には、その法人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とする。ただし、その5年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものをいう。